

鳥取県木材産業雇用支援事業実施要領

制 定	平成21年 2月24日付第200800172734号
一部改正	平成21年 7月14日付第200900057192号
一部改正	平成22年 3月17日付第200900191278号
一部改正	平成22年10月29日付第201000119302号
一部改正	平成23年 4月18日付第201100010447号
一部改正	平成23年11月17日付第201100117363号
一部改正	平成24年 7月 5日付第201200053267号
一部改正	平成24年10月30日付第201200108118号
一部改正	平成25年11月19日付第201300125856号
一部改正	平成26年 4月 3日付第201300207892号
一部改正	平成26年10月24日付第201400113519号
一部改正	平成27年 3月24日付第201400201208号
一部改正	平成27年10月26日付第201500114200号
一部改正	平成28年11月29日付第201600129051号
一部改正	<u>平成29年 6月20日付第201700065234号</u>

鳥取県農林水産部長通知

第1 目的

地域資源である県産材の活用による木材産業の振興と雇用の拡大を図るために、新たに人材を確保し、工場等における人材育成を行うことを目的とし、事業の実施に当たっては、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）（以下「規則」という。）及び鳥取県木材産業雇用支援事業費補助金交付要綱（平成21年2月24日第200800172719号鳥取県農林水産部長通知）（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第2 定義

この要領における用語の意義は、要綱に準ずる。

第3 事業の内容

県は、県産原木又は県産材を取扱う木材産業事業者が行う次のOJT等の研修に必要な経費を支援できるものとする。

1 トライアル雇用研修

木材産業事業者による就業希望者の木材産業への適性・能力等の見極めや、木材産業の作業実態や就労条件等に関する就業希望者の理解を得ることにより、木材産業就業に対する木材産業事業者と就業希望者の双方の不安を解消し、継続的な雇用に結びつけるため、就業希望者を原則3か月間の有期雇用で雇い入れ、木材産業に必要な作業等を体験させるOJT等の研修をいう。

2 新規就業者育成研修

新たに雇用した就業者に対し、木材産業における基本的な知識・技術・技能等を習得・習熟させるためのOJT等の研修であって、研修生のレベルアップに繋がる工場等における基本的研修及び販売営業研修等を行うものとする。

第4 事業実施における基準

1 木材産業事業者の要件

トライアル雇用研修又は新規就業者育成研修に係る助成を受ける木材産業事業者は、別表1の木材産業事業者の要件の項の各研修の欄に掲げる要件を満たす木材産業事業者とする。

なお、木材産業事業者は要綱及び本要領の内容について、研修生に説明しなければならない。

2 研修生の要件

トライアル雇用研修又は新規就業者育成研修の研修生は、別表1の研修生の要件の項の各研修の欄に掲げる要件を満たす者とする。

3 補助対象となる助成期間

補助対象となる助成期間は、次のとおりとする。

- (1) 本補助事業実施年度中の研修を実施する期間（以下「研修期間」という。）とする。
- (2) トライアル雇用研修の研修期間は、3か月以内とする。
- (3) 新規就業者育成研修の研修期間は、12か月以内とする。
- (4) トライアル雇用研修の研修期間が3か月に満たない場合及び新規就業者育成研修の研修期間が12か月に満たない場合は、本補助事業実施年度の翌年度において不足した期間を連続して研修することで、その期間も補助対象となる助成期間とすることができる。

4 補助対象経費の算出方法

補助対象経費は、別表2の経費区分等の欄の1とし、国のトライアル雇用奨励金（以下「国トライアル雇用」という。）、雇用調整助成金等の支援を受けた場合は、研修推進費から国の奨励金等を除いた額を補助対象経費とするものとする。

なお、経費は別表2の経費区分等の欄の3を参考に算出するものとする。

第5 事業の実施

1 研修計画

- (1) 本事業を実施しようとするものは、様式-1により研修計画書を作成し、補助金交付申請書に添付して事業所の所在する区域を所管する地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所の長」という。）に提出するものとする。
- (2) 地方事務所の長は、事業実施主体から提出された研修計画書の写しを、速やかに森林・林業振興局長に提出するものとする。
なお、提出以降に変更があった場合は、その都度提出するものとする。

2 研修内容の記録等

事業実施主体は、研修の場所、作業内容、指導内容等を日誌に記録し、事業完了の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

3 実施状況等の報告

事業実施主体は、下記により研修の実施状況等を報告するものとする。

(1) トライアル雇用研修完了報告

事業実施主体は、トライアル雇用研修が完了した時は、様式-2によりトライアル雇用研修完了報告書を作成し、遅滞なく地方事務所の長に提出すること。

また、地方事務所の長は、事業実施主体から提出されたトライアル雇用研修完了報告書の写しを、速やかに森林・林業振興局長に提出すること。

(2) 研修実施状況報告

事業実施主体は、四半期毎に研修実施状況報告書を様式-3により作成し、翌月末までに地方事務所の長に提出すること。ただし、事業が完了した場合は、実績報告書とともに提出すること。

4 県が実施する調査への協力

- (1) 事業実施主体は、県が実施する木材産業の労働に関する調査（労務管理や職場環境に関する社会保険労務士による調査（労務管理諸規則の開示や職場点検を含む。）、研修生への面談、就業状況の調査、離職理由の調査等）に協力しなければならない。
- (2) 研修生は、県が実施する木材産業の労働に関する調査（社会保険労務士との定期的な面談、離職理由の調査等）に協力するものとする。

5 労務管理や職場環境の改善

- (1) 前項の調査を行った社会保険労務士から、事業実施主体の労務管理や職場環境に関して、新規就業者の定着率向上のために改善すべき事項（以下、「要改善事項」という。）の提案があった場合には、森林・林業振興局長は、事業実施主体に通知するものとする。
- (2) 事業実施主体は、前号の通知による要改善事項の改善に努めなければならない。また、通知があった年度の実績報告時及び翌年度以降の交付申請時及び実績報告時に、要綱の様

式第1号により、改善に向けた対応状況を報告するものとする。

(3) 事業実施主体は、要改善事項の改善に向けた対応を開始するまで、第1号の通知があった年度の翌年度以降の交付申請はできないこととする。

第6 補助金の返還等

次に掲げる場合に該当するときは、県は補助金の一部又は全部を返還させ、又は補助金の一部又は全部を交付しないものとする。

- (1) 木材産業事業体の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）
- (2) 規則、要綱及び本要領の交付条件に違反した場合。
- (3) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められたとき。

附 則

この要領は、平成21年2月24日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年7月14日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年10月29日から施行し、平成22年11月の研修費から適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年11月17日から施行し、平成23年11月の研修費から適用する。

附 則

この改正は、平成24年7月5日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附 則

この改正は、平成24年10月30日から施行し、平成24年11月の研修費から適用する。

附 則

この改正は、平成25年11月19日から施行し、平成25年11月の研修費から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月3日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年10月24日から施行し、平成26年11月の研修費から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この改正は、平成27年10月26日から施行し、平成27年11月の研修費から適用する。

附 則

この改正は、平成28年11月29日から施行し、平成28年11月の研修費から適用する。

附 則

この改正は、平成29年6月20日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

別表1 (第4の1及び2関係)

木材産業事業体及び研修生の要件

研修の種類	木材産業事業体の要件	研修生の要件
<p><u>共通</u></p>	<p><u>1 県産原木又は県産材を取扱う木材産業事業体（県産原木又は県産材を取扱う予定の木材産業事業体も含む。）であること。</u></p> <p><u>2 本事業と同様の、県の他の補助事業を受けていないこと。</u></p> <p><u>3 事業規模の拡大等を目的として、事業所又は採用部門で正規雇用者（継続雇用を前提としたトライアル雇用者を含む）が純増となるよう、研修生を雇用していること。</u></p>	<p><u>1 就業時に県内に居住している者又は居住予定者であること。</u></p> <p><u>2 技術・営業等の研修を受けることができる健康状態であること。</u></p> <p><u>3 研修終了後5年間は就業が可能であること。</u></p> <p><u>4 労災保険及び雇用保険に加入している者又は加入予定者であること。</u></p>
<p>トライアル雇用研修</p>	<p><u>1 事前にトライアル雇用求人をハローワーク又は職業紹介事業者（以下、「ハローワーク等」という。）に提出する等、国トライアル雇用の利用を前提とした求人を行い、ハローワーク等を通して研修生を雇用していること。</u></p> <p><u>2 国トライアル雇用の要件を満たす研修生については、本事業と国トライアル雇用を併用すること。</u></p>	<p><u>1 本人の意向に基づき、原則3か月間の有期雇用契約により雇用された者であること。</u></p>
<p>新規就業者育成研修</p>	<p><u>1 研修生が新卒者以外の場合は、ハローワーク等を通して雇用をしていること又はトライアル雇用研修から引き続き雇用していること。</u></p> <p><u>2 新卒者の場合は、学校等を通して雇用をしていること。</u></p> <p><u>3 本事業の研修終了後、研修生を5年間以上雇用する意思があること。</u></p>	<p><u>1 木材産業事業体に研修開始の6か月前以降に雇用されていること。</u></p> <p><u>2 常用雇用契約により雇用された者であること。</u></p>

別表2 (第4の4関係)

研修推進費等の算出

経費区分等		基本及び考え方												
1 研修 推進費	(1) 研修費	<u>QJT等の研修を受ける者一人あたりにつき</u> 、月毎に支払われた基本給、各種手当（住居手当及び通勤手当を除く。）、労災保険料及び雇用保険料（事業主負担分）の合計額として上限額152,600円とする。												
	(2) 住居・通勤手当	月毎に支払われた住居手当及び通勤手当の合計額として <u>一人あたり</u> 上限額33,000円とする。												
2 助成 対象額 の算出	研修推進費	研修生1人に対して月毎に支払われた額と、それぞれの上限額のいずれか低い額とする。 ただし、トライアル雇用研修に国トライアル雇用を併用した場合や、国の雇用調整助成金等の支援を受けた場合は、研修推進費から国の奨励金等を除いた額を補助対象経費とする。												
3 研修推進費の計算 事例 (労働保険料率は木材製造業を事例としており、その他の木材産業においては実際に支払う保険料率を適用すること。)		<p>研修生1名の月の基本給150,000円＋住居・通勤手当以外の手当10,000円の場合</p> <table> <tr> <td>支給経費</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>労働保険料160,000×2.1% (注) =</td> <td>3,360円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>163,360円</td> </tr> </table> <p>@支給額163,360円 > 上限額152,600円 (月上限額が研修生1人当たりの研修推進費)</p> <p>注：労災保険料率1.40%と雇用保険料率（事業主負担分）0.7%の合計</p>	支給経費	160,000円	労働保険料160,000×2.1% (注) =	3,360円	合計	163,360円						
	支給経費	160,000円												
	労働保険料160,000×2.1% (注) =	3,360円												
合計	163,360円													
		<p>研修生1名の月の基本給120,000円＋住居・通勤手当以外の手当10,000円の場合</p> <table> <tr> <td>支給経費</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>労働保険料130,000×2.1% =</td> <td>2,730円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>132,730円</td> </tr> </table> <p>@支給額132,730円 < 上限額152,600円 (支給額が研修生1人当たりの研修推進費)</p>	支給経費	130,000円	労働保険料130,000×2.1% =	2,730円	合計	132,730円						
支給経費	130,000円													
労働保険料130,000×2.1% =	2,730円													
合計	132,730円													
		<p>研修生1名の月の基本給140,000円＋住居・通勤手当以外の手当10,000円＋住居・通勤手当20,000円で、国トライアル雇用を併用した場合</p> <table> <tr> <td>支給経費</td> <td>170,000円</td> </tr> <tr> <td>内訳 基本給と住居・通勤手当以外の手当①</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>住居・通勤手当②</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>労働保険料③ 170,000×2.1% =</td> <td>3,570円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>173,570円</td> </tr> <tr> <td>国のトライアル雇用奨励金④</td> <td>40,000円</td> </tr> </table> <p>研修費⑤ @支給額 (①+③) 153,570円 > 上限額152,600円 住居・通勤手当⑥ @支給額 (②) 20,000円 < 上限額 33,000円 研修推進費⑦ (=⑤+⑥) 152,600+20,000=172,600円</p> <p>補助金額 (⑦-④) 172,600-40,000=132,600円</p>	支給経費	170,000円	内訳 基本給と住居・通勤手当以外の手当①	150,000円	住居・通勤手当②	20,000円	労働保険料③ 170,000×2.1% =	3,570円	合計	173,570円	国のトライアル雇用奨励金④	40,000円
支給経費	170,000円													
内訳 基本給と住居・通勤手当以外の手当①	150,000円													
住居・通勤手当②	20,000円													
労働保険料③ 170,000×2.1% =	3,570円													
合計	173,570円													
国のトライアル雇用奨励金④	40,000円													

鳥取県木材産業雇用支援事業研修計画書

事業主体名 _____

1 事業主体の概要

正社員数	人 (平成 年 月 日現在)			
過去の研修生受入実績	人 うち、現在の定着者数 人			
<u>研修生採用前1年間の正社員雇用数</u>		<u>年 月 人</u>	<u>年 月 人</u>	
<u>年 月 人</u>	<u>年 月 人</u>	<u>年 月 人</u>	<u>年 月 人</u>	<u>年 月 人</u>
<u>年 月 人</u>	<u>年 月 人</u>	<u>年 月 人</u>	<u>年 月 人</u>	<u>年 月 人</u>
新規雇用の理由	1. 業務拡大 (ア. 経営規模の拡大 イ. 新規部門の開始 ウ. 販売対策の強化 エ. 新技術の導入 オ. <u>後継者の確保</u>) 2. その他 ()			

- (注1) 正社員数については、研修生採用直前の正社員の人数を記入すること。
 (注2) 研修生採用前1年間の正社員雇用数については、その期間に正社員雇用者の増減があった場合に記入すること。
 (注3) 正社員雇用数がかかる既存資料(職員名簿等)の写しを添付すること。

2 研修生の概要

ふりがな 氏名		生年月日		年齢		性別	
現住所	〒						
雇用前の居住地	1. 県内 2. 他県 (県)						
職歴	1. 転職入職者 (木材産業への就業経験 ア. 有 イ. 無) 2. 未就業入職者 (ア. 新規学卒者 イ. 新規学卒者以外)						
雇用契約の締結日	平成 年 月 日						
求人公募先名							
雇用条件	1. 有期雇用 (雇用期間の定め有) ※トライアル雇用研修に限る。 (平成 年 月 日~平成 年 月 日) 2. 常用雇用 (雇用期間の定め無)						
労働保険・社会保険 の加入状況	労災保険	1. 有 2. 無	雇用保険	1. 有 2. 無			
	健康保険	1. 有 2. 無	厚生年金	1. 有 2. 無			

- (注1) 転職入職者：入職前1年間に就業経験のある者、未就業入職者：入職前1年間に就業経験のない者、新規学卒者：未就業入職者のうち調査年新卒の者をいう。
 (注2) 求人公募先名は、求人を出した所を記入すること。
 (注3) 既就業者にあつては、雇用契約書等の雇用関係が確認できる写しを添付すること。

3 トライアル雇用研修計画

研修期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
経費区分		月額	総額
研修推進費①	(1)研修費	円	円
	(2)住居・通勤手当	円	円
国の奨励金等②		円	円
補助対象経費 (①-②)		円	円
研修項目	研修期間	研修内容(具体的に記入)	
国トライアル雇用を併用しない場合、その理由等 (注)			
1. 国の要件を満たさない 2. その他			
[
]			

(注) 国のトライアル雇用奨励金を併用しない場合は、該当する番号を丸で囲み、括弧内に具体的な理由、経緯等を記入するとともに、同奨励金の利用を前提とした求人を行ったことが分かる書類(求人票の写し等)を添付すること。

4 新規就業者育成研修計画

研修期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
経費区分		月額	総額
研修推進費①	(1)研修費	円	円
	(2)住居・通勤手当	円	円
国の奨励金等②		円	円
補助対象経費 (①-②)		円	円
研修項目	研修期間	研修内容(具体的に記入)	
基本研修			
販売研修			

(注) 研修生が複数の場合は、研修生ごとに研修計画書を作成すること。

地方事務所の長

住所
事業体名
氏名

印

トライアル雇用研修完了報告書

下記の研修生に係るトライアル雇用研修が完了したので、下記のとおり報告します。

記

研修生氏名	
トライアル雇用研修の 研修期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
トライアル雇用研修後 の就業状況（注1）	<p>1 常用雇用へと移行した。</p> <p>雇用契約の締結日 平成 年 月 日</p> <p>新規就業者育成研修の研修期間（予定）</p> <p>平成 年 月 日～平成 年 月 日</p> <p>2 常用雇用には至らなかった。</p> <p>理由（具体的に記載）</p>
国のトライアル雇用 奨励金の申請状況 （注2）	<p>1 支給申請書提出済</p> <p>2 申請準備中（平成 年 月 日頃に提出予定）</p>

（注1）・該当する番号を丸で囲み、括弧内を記入すること。

・常用雇用へと移行した場合には、雇用契約書の写しを添付すること。

（注2）・国のトライアル雇用奨励金を併用する場合には、該当する番号を丸で囲み、括弧内を記入すること。

・ハローワーク等に提出したトライアル雇用実施計画書の写しを添付すること。

地方事務所の長

住所
事業体名
氏名

印

鳥取県木材産業雇用支援事業研修実施状況について（報告）
（平成 年 月から 月分）

鳥取県木材産業雇用支援事業の研修実施状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 研修生日誌 別紙1のとおり
- 2 研修記録集計表 別紙2のとおり
- 3 給与等支払い状況 別紙3のとおり
- 4 その他（補助金申請時に添付できなかった雇用契約書等を添付すること）

研修生日誌

事業主体名 _____

研修生氏名 _____

月日	曜日	研修内容(具体的に記入)	指導者名	指導者確認
月 日	日			
月 日	月			
月 日	火			
月 日	水			
月 日	木			
月 日	金			
月 日	土			
月 日	日			
月 日	月			
月 日	火			
月 日	水			
月 日	木			
月 日	金			
月 日	土			

注: 研修生日誌は、研修生本人が記載し、指導者が内容を確認すること。

研修記録集計表

事業主体名 _____

研修生氏名	月	研修区分	研修日数	備考	
	月		日		
	月		日		
	月		日		
	合計			日	
		月		日	
月			日		
月			日		
合計			日		
		月		日	
	月		日		
	月		日		
	合計			日	
	合計			日	
	総計			日	

注: 研修区分欄には、研修計画に記載した研修項目ごとに記入すること。

給与等の支払い状況

事業主体名 _____

研修生氏名	月	区分	金額(円)	補助金(円)	備考
	月	給与		/	
		住居、通勤以外の手当			
		労災保険料・雇用保険料			
		小計			
		住居手当		/	
		通勤手当			
		小計			
	月計				
	月	給与		/	
		住居、通勤以外の手当			
		労災保険料・雇用保険料			
		小計			
		住居手当		/	
		通勤手当			
		小計			
	月計				
	月	給与		/	
		住居、通勤以外の手当			
		労災保険料・雇用保険料			
		小計			
		住居手当		/	
通勤手当					
小計					
月計					
合計					
	月	給与		/	
		住居、通勤以外の手当			
		労災保険料・雇用保険料			
		小計			
		住居手当		/	
		通勤手当			
		小計			
	月計				
	月	給与		/	
		住居、通勤以外の手当			
		労災保険料・雇用保険料			
		小計			
		住居手当		/	
		通勤手当			
		小計			
	月計				
	月	給与		/	
		住居、通勤以外の手当			
		労災保険料・雇用保険料			
		小計			
		住居手当		/	
通勤手当					
小計					
月計					
合計					
総計					

注 ①住居、通勤以外の手当の支払いがある場合は具体的な内容を備考欄に記入すること。
 ②資料として、給与明細書・出勤簿の写しを添付すること。

